

問Ⅵ - 4 - ③（会計基準）

公益法人において「金融商品に関する会計基準」を適用する場合の留意事項について教えてください。

答

1 平成 20 年会計基準の設定当時においては、本基準が公益法人にも適用されることが前提とされていました。その後、本基準は改正され、①「金融商品の状況に関する事項」（金融商品の内容やリスク、リスク管理体制など）、②「金融商品の時価等に関する事項」（金融商品の時価の算定方法に関する説明）についても注記することとされましたが、これらの注記を公益法人に適用するか否かについては、平成 20 年会計基準では必ずしも明らかではありません。

2 金融商品の状況に関する事項

公益法人の中には、金融商品による運用益などを財源としている法人も多く、金融商品の運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがある法人にとって、金融商品の内容とそのリスク、リスク管理体制など金融商品の状況に関する情報を開示することは、法人の内部統制の確立を図る効果を及ぼすことが期待されるとともに、寄附者に対し法人の受託責任を果たす上でも、意義が大きいものと考えられます。

本基準にいう「金融商品」としては、多岐にわたるものが定義されていますが、公益法人の適切な運営を図る観点からは、そのうち、法人の資産運用の手段として用いられる「株式その他の出資証券、公社債等の有価証券及びデリバティブ取引（先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引）」について、その運用次第では法人運営に相当のリスクをもたらすおそれがあると法人が判断した場合、平成 20 年会計基準に財務諸表の注記事項として定められた「(17) その他公益法人の資産（中略）の状況を明らかにするために必要な事項」の一環として、その内容とリスク、リスク管理体制等に関する事項を注記することが求められます。

具体的な注記例としては、次ページを参照してください。

3 金融商品の時価等に関する事項

平成 20 年会計基準においては、公益法人の性格等を踏まえ、満期保有目的の債券については時価を注記するとともに、満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券については時価をもって貸借対照表価額とすることとされている（子会社株式及び関連会社株式については取得価額とされており、これは企業会計と同様です。）ことから、金融商品の時価等については現行のままとなります。

金融商品の状況に関する注記例

1 金融商品に対する取組方針

当法人は、公益目的事業の財源の相当部分を運用益によって賄うため、債券、株式、投資信託により資産運用する。なお、デリバティブ取引は行わない方針である。

2 金融商品の内容及びそのリスク ※

投資有価証券は、債券、株式、投資信託であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクにさらされている。

3 金融商品に係るリスク管理体制

① 資産運用規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の資産運用規程に基づき行う。

② 信用リスクの管理

債券については、発行体の状況を定期的に把握し、理事会に報告する。

③ 市場リスクの管理

株式については時価を定期的に把握し、理事会に報告する。

投資信託については、関連する市場の動向を把握し、運用状況を理事会に報告する。

※ ここに掲げたリスクのほか、例えば、中途解約が著しく制約されているため、満期到来まで資金化することが極めて困難となる流動性リスクが発生する金融商品、デリバティブが組み込まれた金融商品、為替リスクが発生する金融商品等についても、リスクの内容、リスク管理体制を注記する。